

第5回教育委員会

平成31年3月12日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第17号 大阪市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第17号

大阪市文化財保護審議会委員の委嘱について

1. 委嘱

平成31年3月20日付をもって、大阪市文化財保護審議会委員を委嘱する。

2. 説明

任期については、大阪市文化財保護条例第53条第5項の規定により、いずれも平成31年3月20日から平成33年3月19日までの2年間とする。

なお、平成30年8月7日で任期満了となった、一瀬和夫氏、岩間 香氏、近江晴子氏、山脇佐和子氏の4氏の後任について、市 大樹氏、橋爪節也氏、森下章司氏を新たに委員として委嘱する。その他の委員については、再委嘱する。

3. 委員の選任方針について

- ・委員の専門分野は、大阪市に存在する多様な文化財についての意見を求めるため、建築が2名、民俗が1名、美術工芸が3名、歴史が5名、無形文化財（芸能、演劇等）が1名、名勝が1名、天然記念物1名、考古学2名、都市文化1名と、幅広い分野から選定した。
- ・男女比は17名中10名が男性、7名が女性で、「審議会等の設置および運営に関する指針」（総務局、平成28年改定）で求められた4割以上を満たしている。
- ・年齢層も40代から70代まで、幅広く求めた。
40代 4名 50代 5名 60代 5名 70代 3名。

大阪市文化財保護審議会委員名簿

委員を委嘱する者

氏名	役職名	区分	専門	任期	備考
市 大樹	大阪大学文学研究科准教授	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	古代史	H31.3／20 ～ H33.3／19	委嘱
橋爪節也	大阪大学社学共創本部教授	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	美術工芸(近世・近代美術)		委嘱
森下章司	大手前大学総合文学部教授	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	考古(先史～古墳時代)		委嘱
有坂道子	京都橘大学文学部歴史遺産学科准教授	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	近世史		再委嘱
石川知彦	龍谷ミュージアム教授	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	美術工芸(仏像)		再委嘱
植松千代美	大阪市立大学大学院理学研究科講師	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	植物生態学		再委嘱
大森恵子	佛教大学歴史学部非常勤講師	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	民俗		再委嘱
尾野善裕	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所考古第二室長	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	考古(歴史時代)		再委嘱
京樂真帆子	滋賀県立大学人間文化学部教授	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	中世史(平安～鎌倉時代)		再委嘱
草野顕之	大谷大学文学部教授	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	中世史(室町～戦国時代)		再委嘱
谷 直樹	大阪市立大学名誉教授	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	日本建築史		再委嘱
百橋明穂	神戸大学名誉教授	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	美術工芸(仏画)		再委嘱
中嶋節子	京都大学大学院人間・環境学研究科教授	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	近代建築史・近代都市史		再委嘱
弘本由香里	大阪ガス株式会社エネルギー・文化研究所特任研究員	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	都市文化		再委嘱
古川武志	大阪市史編纂所大阪市史料調査会調査員	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	近現代史		再委嘱
丸山 宏	名城大学農学部教授	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	名勝		再委嘱
森西真弓	大阪樟蔭女子大学芸学部教授	大阪市文化財保護条例第 53 条第 4 項による学識経験者	上方芸能・芸能史		再委嘱

任期満了となった者

氏名	役職名	代表区分	専門	任期	備考
一瀬和夫	京都橘大学文学部 歴史遺産学科教授	大阪市文化財保護条例第 53条第4項による学識経 験者	考古(先史～ 古墳時代)		任期 満了
岩間香	摂南大学外国語学 部教授(学部長)	大阪市文化財保護条例第 53条第4項による学識経 験者	美術工芸(近 世絵画)	H28年8月8日 ～ H30年8月7日	任期 満了
近江晴子	大阪天満宮文化研 究所研究員	大阪市文化財保護条例第 53条第4項による学識経 験者	近世文化史		任期 満了
山脇佐和子	元姫路市立美術館 長	大阪市文化財保護条例第 53条第4項による学識経 験者	近代美術		任期 満了

(参考)

委員の専門分野及び業績について

・有坂 道子

専門分野は日本近世史、大阪の近世史の全般に通じており、長く『新修大阪市史』の編纂にかかる課程で、大阪の商家や文人にかかる記録・文書を調査・研究し、その成果を踏まえ、大阪の知識人の文化・経済活動等に関する多彩な研究活動を行っている。著書は『幕末京都における医家と医療』、『身分的周縁と近世社会5 知識と学問をになう人びと』(共著)など多数。

・石川 知彦

専門分野は日本美術史、特に仏像彫刻等、仏教美術について詳しい。長く大阪市立美術館で学芸員をつとめ、仏教美術を題材にした展覧会を多数実施した実績をふまえ、龍谷ミュージアムでも多彩な研究活動を行っている。著書は『聖徳太子の信仰の美術』(共著)、『図説 役行者』(共著)など多数。

・市 大樹

専門分野は日本古代史、特に飛鳥、奈良時代の古代都城の研究をおこなっている。現職の前の勤務先である奈良文化財研究所では、出土した木簡の研究も手掛けるとともに、同時代の遺跡である大阪市所在の難波宮跡をはじめとする古代遺跡の研究にも詳しい。著書は『飛鳥藤原木簡の研究』(単著)、『飛鳥の木簡—古代史の新たな解明—』(単著)、「大化の革新と改革の実像」(『岩波講座日本の歴史2』)、『古代日本と古代朝鮮の文字文化交流』(共著)など多数。

・植松 千代美

専門分野は植物生態学。「市民参加による大学付属植物園を利用した環境教育プログラムの開発」など、市大付属植物園等を活用した市民向けの普及啓発活動を企画。「都市と森の共生をめざす研究会」等を主催。著書に『クローン植物大量生産の実際技術』(共著)、研究論文に「木本組織培養」「有用植物遺伝資源の長期保存法の確立」など。

・大森 恵子

専門分野は民俗学で、特に宗教儀礼を専門とする。平野の融通念佛儀式など、市内での民俗調査を多数実施。著書に『稻荷信仰と宗教民俗』など。市内の寺院、神社に伝わる習俗・儀礼などにも造詣が深い。

・尾野 善裕

専門分野は日本考古学及び陶磁史で、歴史時代(飛鳥～江戸時代)について幅広い見識をもつ。京都国立博物館工芸室長を経て現職。前職では「日本人と茶—その歴史・その美意識一展」「京焼—みやこの意匠と技一展」「魅惑の清朝陶磁展」など伝世品と考古資料を関係付けた展示を企画した。著書に『新修 名古屋市史 資料編 考古2』(共著)などがあ

る。

・京樂 真帆子

日本史のうち特に平安時代～鎌倉時代を中心とする王朝文化に詳しい。木簡の研究など、難波宮跡、四天王寺など大阪の古代史研究にも造詣が深い。著書に『平安京都市社会史の研究』、現在行っている研究としては「古代・中世における乗り物文化の学際的研究」など。

・草野 頤之

専門分野は中世史。大坂（石山）本願寺に代表されるように、大阪と真宗とは歴史上深い結びつきがある。こうした真宗教団関係の中世史料について、組織や制度の問題を戦国期から南北朝時代にさかのぼって研究。著書は『戦国期本願寺教団史の研究』、『真宗教団の地域と歴史』など多数がある。

・谷 直樹

専門分野は日本建築史で、なかでも近世建築や産業文化財について優れた研究を数多く発表しており、大阪の建造物全般について広い知識を有している。市内における橋梁等の産業文化財をはじめとする建造物調査にも早くから関わっており、市内各所に所在する建築関係の文化財に関する学問的な研究は優れて膨大である。著書に『中井家大工支配の研究』、『まちに住まう・大阪都市住宅史』（共著）などがある。

・百橋 明穂

専門分野は美術工芸（仏画）。仏教美術にかかる絵画史料、すなわち仏画について、大阪市内に多数残っている平安～鎌倉時代の資料に関する調査に早くから関わっており、その学問的知識は比類がない。著書には『仏教美術史論』、『東アジア美術交流史論』、『古代壁画の世界 高松塚・キトラ・法隆寺金堂』などがある。

・中嶋 節子

専門分野は近代建築史・近代都市史で、他に歴史的環境保全などに造詣が深い。これまでに市内の近代化遺産（交通、産業遺産など）、住宅などの調査を手掛け、伝統的町家、長屋などの活用計画などもおこなっている。著書に『近代日本の郊外住宅』、『近代とは何か—都市・建築・歴史シリーズ』7（共に共著）など。

・橋爪 節也

専門分野は近世・近代美術史で、特に大阪の美術に詳しい。大阪市立近代美術館（仮称）建設準備室主任学芸員を長く務め、大阪の近世・近代を取り上げた展覧会等を多数主催した。幅広い知識をもち、同時代の博物学等の関連分野を取り込んだ研究、事業展開は評価が高い。著書は『モダン心斎橋コレクション～メトロポリスの時代と記憶』（単著）、『天神祭り』（共著）、『大大阪イメージ繁殖するマンモス、モダン都市の幻想』（単著）など、多数。

・弘本 由香里

都市文化に造詣が深く、生活、文化の視点で住まいやまちづくりについて総合的な研究をおこなっている。行政等へのアドバイザーとしても各種委員を歴任。著書に『大阪 新長屋暮らしのすすめ』、『自治都市大阪の創造』(ともに共著)。

・古川 武志

専門は近現代史。大阪の近代史料の調査をおこない、特に大阪の大衆文化に詳しい。著書に『モダン道頓堀探検』(共著)、執筆論文に「洋楽の展開と道頓堀ジャズ」、「戎橋筋商店街百周年—画像に見る戎橋、戎橋筋—」などがある。

・丸山 宏

専門分野は名勝で、日本庭園を中心に、近代都市公園や文化的景観など、幅広いフィールドに及ぶ。日本造園学会理事、文化庁文化審議会専門委員などを務める。特別史跡大坂城跡をはじめとした大阪の歴史公園にも詳しい。『近代日本公園史の研究』、『造園を読む—ランドスケープの四季』(共著)、『環境デザイン学—ランドスケープの保全と創造—』(共著)などがある。

・森下 章司

専門分野は考古学で、特に先史～古墳時代に詳しい。銅鏡をはじめとする古墳時代の研究を中心に、関連する中国や朝鮮半島を含めた幅広い地域を研究対象としている。道教を中心とした信仰分野にも詳しい。著書に『古墳の古代史—東アジアのなかの日本』(単著)、『五斗米道の成立・展開・信仰内容の考古学的研究』(共著)

・森西 真弓

日本芸能史、上方伝統芸能、近代日本演劇を専門分野とし、『上方芸能』の編集長を長く努めた。大阪固有の伝統芸能の形態や伝承について詳しい。主な著書『上方芸能への招待』、『上方芸能の魅力—雁次郎・玉男・千作・米朝の至芸』など。「咲くやこの花賞」受賞(1993)。

大阪市文化財保護条例（抄）

（審議会）

- 第 53 条 文化財保護法第 190 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会に審議会を置く。
- 2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属するものとされた事項その他本市における文化財等の保護に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じて調査し、又は審議するとともに、教育委員会に意見を述べることができる。
 - 3 審議会は、委員 20 人以内で組織する。
 - 4 審議会の委員は、学識経験者その他教育委員会が適當と認める者のうちから、教育委員会が市長の意見を聴いて委嘱し、又は命ずる。
 - 5 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

大阪市文化財保護条例施行規則（抄）

（委員）

- 第 40 条 大阪市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の委員の再委嘱又は再任命は、これを妨げない。ただし、満 80 歳に達した者はこの限りでない。

大阪市文化財保護審議会について

文化財保護審議会は、平成11年に大阪市文化財保護条例を施行するに伴い、同条例に基づいて設置した審議会であり、文化財保護条例および同施行規則によりその設置について定められている。同条例による大阪市指定文化財の指定に関する諮問をうけ、大阪市内に所在する国・大阪府指定以外の文化財について、大阪市指定文化財として指定し、行政が保護を加えていくことが適切かどうか審議し、答申することを主な任務としている。平成11年以降、同審議会の答申に基づき、大阪市指定文化財として250件（平成30年度現在）の文化財を指定している。

本審議会は、諮問した文化財について、その文化財に関する歴史的な由来や重要性にとどまらず、本市における同種の文化財の分布や地域性をふまえて検討を加え、学問的に多角的な観点から、指定文化財とすることが適當かどうかの審議を行う。

審議会は、一年に2～3回程度開催し、諮問された文化財について指定することが妥当であるかどうかを審議し、結果を教育長へ答申している。

審議にあたっては、単に文化財について専門的な知識を有しているだけではなく、分野を超えて多角的な観点から検討を加える能力を有し、かつ、市内の歴史や文化財について精通している必要があるが、そのような人材は限られているのが現状である。